

四国地震防災基本戦略の改訂

南海トラフ沿いの異常な現象が観測された場合の防災対応のあり方について、報告書としてとりまとめ（平成30年12月25日中央防災会議）

- ・南海トラフ沿いで発生する典型的な異常な現象の評価基準と社会状況
- ・各ケースにおける住民や企業等の防災対応の方向性
- ・防災対応の実施のための仕組みや配慮事項

----- 南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（第1版）（平成31年3月29日内閣府）

南海トラフ地震防災対策推進基本計画（変更）（令和元年5月31日中央防災会議）

- （主な変更点）
- ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、後発地震に対して1週間警戒する措置をとる。
 - ・緊急災害対策本部長は、直ちに推進地域を管轄する都府県知事及び推進地域に指定された市町村長に対して、後発地震に備えて1週間警戒する措置をとるべき旨を指示。
 - ・津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域として、市町村があらかじめ定めた地域（事前避難対象地域）等を推進計画に明示。
 - ・学校、病院、百貨店、旅館、社会福祉施設等の各計画主体において講じるべき措置等を対策計画に明示。

----- 「南海トラフ地震臨時情報」等の提供開始（令和元年5月31日気象庁）

四国地震防災基本戦略の改訂

- ・昨年度本会議時点は、「南海トラフ地震に関連する情報」（臨時）への対応した基本戦略の改訂を予定。
- ・令和元年5月31日に「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」の変更がなされたことから、基本戦略に盛り込むべき内容について改めて検討をする必要が生じた。
- ・このため「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」に関連する具体的な計画の変更状況や地方公共団体の対応状況について、4県連絡会及び幹事会等で対応状況を共有し、基本的な対応方針を確認しつつ基本戦略の改定を進める。

改定の流れ

